

令和2年度第1回倉吉市あらゆる差別をなくする審議会議事録

- 1 日時 令和2年10月28日（水）午前10時から11時50分まで
- 2 場所 倉吉市役所第2庁舎302会議室
- 3 出席者 委員13名（全委員16名）、事務局（人権政策課）、関係課、報道0、傍聴0
- 4 協議事項概要

■：議長発言 ○：委員発言

(1) 「第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」令和元年度事業実績・評価、平成28年度～令和元年度事業総合評価、令和2年度以降事業計画について

■ 協議事項の(1)第5次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の実績および総合評価等について、説明をお願いします。

(事務局説明)

■ ただいま説明があった内容について、質問を受けますが、質問事項が前後しないよう、まずは1ページから13ページの内容についてお聞きしたいと思います。そのあと、それぞれの内容を伺って、それから詳しい人権分野の質問に入りたいと思います。

○ 1ページの人権政策課の施策の文言に意見があるのですが、平成28年度から令和元年度の総合評価の理由に「今日の部落問題をはじめとする」という文言があるのですが、令和2年度以降の事業計画の中には「社会に存在している差別」という形とされていて部落問題という文言が無い。その言葉を入れてもらえないでしょうか。

(事務局回答) 「部落問題をはじめ」という文言について書き加えたいと思います。

○ 1ページ、戸籍等の登録型本人通知制度の周知ですが、具体的にはどういう形で周知をしていくのか。例えば市報に掲載して周知するなどされていると思うが、この制度の周知は、個人の権利を守るためにとても大切なこと。自分の情報が誰かに知らない間に取得されるということは、大変な人権侵害であり、これを防ぐ方法を周知することは大切です。

(事務局回答) おっしゃる主旨については、その通りだと思います。そもそも啓発に関しては情報発信がなければ達成することはできませんので、今後、あらゆる施策で対応できるよう考えていきます。

(倉吉市人権文化センター回答) 各人権文化センターでは館報を発行しています。倉吉市人権文化センターでは、成徳地区には全戸配布、上灘地区では班回覧をしています。この中で、本人通知制度については令和2年度10月・11月号で周知を行っていくところです。

○ この件については、これまでいろいろと周知を行っていると思いますが、今現在で何人ぐらいの登録があるのですか。

(事務局回答) 現在の登録者数は466人です。登録利用者は少ないです。

- 9ページの人権政策課と生涯学習課に関するところで、生涯学習課では人権同和教育の機会充実ということで、公民館主催事業について、どのようなとらえ方をしているのか。人権政策課では、町内学習会等の事業が記載されているが、生涯学習課との事業の住み分けはどのようになっているのか。

6ページの長寿社会課のところですが、令和元年度の評価理由に「生活支援コーディネーターは配置したものの、十分な活動が行えていなかった」と書かれているにも関わらず、評価が○となっている。これは、平成28年度からの総合評価で○としたのか、あるいは令和元年度のみの評価で○としたのか、これはどういった判断によるものか。

(生涯学習課回答) 生涯学習課の公民館主催活動の位置づけの件ですが、詳しく確認して、後日回答させていただきます。

(事務局回答) 町内学習会を各地区に委託して実施していると捉えており、地区公民館主催という位置づけではございません。各自治公民館の取組みをこちらの欄に掲載しています。

また、長寿社会課の関係につきましては、確認して後日回答いたします。

- 2ページの相談体制の充実について、今回の市民意識調査によると、なにも相談しなかったという回答が23.2%で、相談窓口相談したという回答が5.8%と非常に低い。人権侵害を受けても、そのことを家族や友人には相談するが相談窓口相談するという解決につながるような行為につながっていないので、相談窓口の周知や充実をもっと考えていくこと。それと、差別事象がこの数年間続いており、市民の人権意識の醸成が不足していると感じている。日常生活の中でも、差別が現実にある。学習を受けていない、受けようとしていない市民に対する啓発が重要で、一部の課で対応するのではなく、全市を挙げて進めていくことが大事である。

12ページの地域包括支援センター事業について、地域包括支援センターの職員に対する人権研修も行っていただきたい。

- 次に進めさせていただきます、13ページから25ページまでの内容でご意見を頂戴いたします。
- 14ページの人権文化センターの地区学習会について、現在の地区学習会に対する保護者の期待、評価についてお伺いしたい。

21ページの商工観光課の関係で倉吉市人権啓発企業連絡会とあるが、これは加盟企業数は何社なのか、加盟企業における障がい者雇用率はどのようになっているか。

28ページでは、学校教育課から今年度はいじめが最多報告となっているが、本市におけるいじめで深刻な事案はないのか。

31ページの子ども家庭課は、子どもの貧困対策についてどのように考えているか。

(はばたき人権文化センター回答) 地区学習会に対する保護者の評価については、保護者の意識としては、小学校に入学したらやらされているというのが保護者のはじめの意識です。しかし、継続することで子どもたちの学力が上がっていくにしたいが、参加してよかったと言われる保護者もおられます。一方で、学習会には入らないと意思表示される保護者もおられます。部落問題にあまり関わりたくないという保護者も実際に出てきています。小学校世代では参加するが、中学校世代になると部活動が忙しくなるなどあり、学習会には参加しないという状況が実態です。

(倉吉市人権文化センター回答) 補足させていただきます。小学校での学習会での参加率はま
ずまずであると認識しています。しかしながら、今説明があったように中学校になると地域に
よってかなり格差があります。一番の問題は、学校と保護者、我々と保護者との信頼関係にあ
ると思います。保護者との連携を進めてまいりたいと思います。

(さわやか人権文化センター回答) 小学校ではほぼ、該当地区の児童、また地区外の児童も学
習会に参加しています。保護者については、必要だという意識がある中で、地区の児童だけ
なく、学区全体で取組むべきだといった意見もいただいています。保護者との関係については、
難しい部分があり、今後の課題であると感じています。

(あたごふれあい人権文化センター回答) なぜ自分達だけが学習しなければならないのかとい
う保護者の意識があります。保護者としては、自分の子どもだけでなく、全体で参加して欲し
いという意見がございます。

(やまびこ人権文化センター回答) そもそも小学校に入学した時点で、学習会に入るか否か、
保護者の意見が二分してしまう状況があり、仲間づくりが難しいという状況があります。入学
後では難しいということで、就学前に交流会を持つことを今後も企画をしていきたいと考えて
います。

- 人口移動が増えて人権学習をしていない保護者が増えてきた中で、学習会の必要性が分から
ないという保護者もおられます。保護者に地区学習会が必要だということを理解してもらうの
が大変で、いろいろと工夫しておられるのですが、今後も続けていただきたい。

(はばたき人権文化センター回答) 2002年の法失効後の状況の中で、学校現場の中で部落問題
が取り上げられなくなりました。学校で地区学習会を行っていることが言えなくなっている状
況があります。地区外の子どもも広く参加できる取組みが必要でないかと感じています。

(商工観光課回答) 本会の名称ですが、以前は、同和問題企業連絡会としておりましたが、同
和問題だけでなく様々な人権問題があるということで、現在は、人権問題企業連絡会と名称を
変えております。参加企業は17社が加盟しています。

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用率については、申し訳ございませんが
市としては把握していない状況でございます。ただ、参考といたしましては、厚生労働省鳥取
労働局の発表している資料の中では、令和元年度では、雇用者45.5人以上の企業については、
障がい者の法定雇用率として2.2%を目指しているところでございます。鳥取県全体としては
2.28%で、過去の実績から言うと最高ポイントと聞いています。ちなみに、全国平均でいうと
2.11%でございます。

- 県では最高値と発表がありますが、精神障がい者の雇用の実態としては、50%が半年で辞めて
います。精神障がい者の雇用の環境は厳しいです。

(子ども家庭課回答) 子どもの貧困対策につきましては、貧困の状況にある子どもの実態を把
握して、どのような対策を行うか、貧困の連鎖を断ち切っていくことが必要であると考えてい
ます。現在は、実態把握に努めており、社会福祉協議会、福祉課などと連携して取組みを進め
ています。

子どもの学習支援については、資料には記載していませんが、福祉課で対応をしているところでは、

子ども食堂の方でも地域の人々での見守りという点に気がつき、また食べることの大切さ、地域の方との関わり合いを持つという点で、いろいろな大人のモデルを子どもに見てもらいながら対策を進めていきたいと思っています。

(学校教育課回答) 今年度においては大きないじめは起きていません。いじめの定義ですが、被害者がいじめと感じればいじめとカウントします。4・5月においては多くカウントされましたが、小さい段階でのいじめで対処してきたので、大きないじめには繋がっていないと感じています。ただし、過去のいじめについて、対応が適切だったのかという問い合わせがあると聞いていますので、その点についても気を付けていきたいと感じています。解決したと済まさずに、長い目でフォローすることが必要であると感じています。

■ それでは、26ページから最後の38ページまでで意見ををお願いします。

(はばたき人権文化センター回答) いじめや子どもの対策について失礼します。子どもの貧困について、子ども家庭課と児童センターとで子ども料理教室を行っていますが、今年はコロナ対策で実施できません。恐らく、今後も実施できません。参加形式で開催できないなら、フードバンクなど、食べ物を配ることなどが必要ではないかと、色々と考えているところです。

それから、はばたき人権文化センターでは、教育委員会と一緒に地域未来塾として学習支援を行っています。昨年度は23・24人の参加があったのですが、今年度は感染症対策で、10人に絞って10月から開催しました。学校に行けないなど、色々な事情がある子どもがいる中で、勉強をすることができない児童に勉強を届けるという視点で、参加者を絞ってやっていますが、必要な児童に届けるための周知の方法について、指導者さんと一緒になって頑張っています。周知のためには、特に各家庭の情報を掴む仕組みを作ることが重要で、学校と密な連携をしながらやって行きたいと考えています。

また、相対的な貧困についてですが、倉吉の子どもたちは体験格差・経験格差が大きいと感じています。むしろ体験が不足している子どもが多いと感じています。そういった状況を解決できる仕組みを作りたいと考えています。

○ 子どもの貧困対策で、学びの保障のため、市内の全ての小学校で学び教室といったものを行っていると思いますが、その中で子どもの貧困対策としての学びの保障となると、生活保護世帯、ひとり親家庭など、対象が限定されてくる。現在、学校の中で地域のボランティアの方々による学び教室などの取り組みを行っていると思いますが、これを地域の文化センターやこれからできるコミュニティセンターなど、学校外での取り組みをする中で、そういった対象者を把握するよう網掛けをしないと、こぼれ落ちてくる子どもたちが出てくる。子ども家庭課だけでなく、教育委員会としては、そのことについてどのように関わっていくのか、縦割り行政の中で、一つの課で取り組むのではなく、二つの課で事業を展開していくという点を次期総合計画で取組んでいただきたい。

■ それでは、次期計画の策定の参考としてください。14ページの学校教育課に関する部分についての意見ですが、意識調査の結果で部落差別の現状認識では16歳～19歳が一番意識が低い。

また、20歳代は「分からない」という回答が最も多い。このことは、部落問題の学習回数が減っていることを課題として持って欲しいと思います。

- 若い世代の部落問題に対する意識が低いという意見をいただきましたが、たしかに2002年に法が切れて以降、部落問題に対する学習回数が減っています。併せて、若手の教員が部落問題について生徒の前できちんと指導することが出来なくなりつつあります。特に近年では、児童生徒に対する指導の前に、教員への指導が必要です。学校教育課が中心になって、今後の計画に入れていただければと思います。

(学校教育課回答) 若手の教員に一から指導しなければいけないという件ですが、他校でも同じような状況が発生しており、積極的にこちらの方も研修の機会等を増やすなど考えてみたいと思います。

- 19ページの子ども家庭課と学校教育課の特別支援教育についてですが、担当される先生の資質の向上、担任だけではなくそれを支える学校の教員集団が適切な対応が出来る教員の育成を考えていただきたい。そして、就学前から小学校、中学校、高校と一貫した継続的な支援が求められる。

倉吉市の特徴として、そここのところが途切れてしまわないように、学童と学校が連携しているか、学校と学童のつながりがもっとあってもいいと思います。倉吉はとても不登校が多いですが、そのあたりは就学前から積み上げていかないと対応できません。市でも課を超えて、なぜ不登校が多いのか背景を探って欲しい。本当に心地よい居場所が彼、彼女たちにとってあるのだろうかというところを、もっと点検していただきたいと思います。

- 22ページですが、PTA会員への啓発について、市の相談窓口について周知を行ったが、啓発や連携した取組みが行えなかったということで、△になっている。これについては、学校と連携を図ることができなかったため、保護者啓発が充分になされていないというような表現で△になっている。各学校関係や行政の施設においては、投書箱のようなものが設置されているのではないかと思うが、直接学校の先生に相談事はなかなかできないということがあるから投書箱に投書して相談を持ち掛けることができると思います。投書があったときに学校だけで対応してしまっているのか、それとも教育委員会にも報告して、些細な事でも差別的意識の共有がされていたかどうか聞きたい。

(学校教育課回答) △になった理由は相談の窓口というのは周知していますが、こちらからの一方的な周知だけであって受け入れる仕組みが整っていないということで△の理由になっています。目安箱的なものは学校の取り組みによって差はあると思います。学校対応につきましては、基本的には学校で対応していただいておりますが、内容によっては周知が必要なものは上げていただいております。しかし、学校に届くような相談は直接学校に関わるような内容が多い為に、おそらくこちらの方まで十分に上がってきていないと考えられます。こちらとしてもしっかりと学校に聞き取り、受け皿というものを用意して取組んでいかなければいけないと話しております。

- 次の第6次総にも関わるのですが、個別に意見をいただいておりますが、細かい部分が気になることは分かりますが、具体的な部分をお願いします。まだ発言されていない委員もおられま

すが、他に何か気のつかれたことはないですか。

- 学校関係のことですが、議長が言われた倉吉では不登校が多いという事ですが、これが学校任せになっている部分が多々あるのではないかと。学校が解決してくれるだろうじゃなくて、不登校になった理由を教育委員会がしっかり調査していかないといけないのではないかと。
- 評価で○と◎の差がどこにあるのか。△は出来てないんだと分かるが、評価方法が「まあまあ」という、計画どおりに出来たか出来なかったか判断をすることであるので今回は仕方ないが、これからの事業計画では、90%以上なら◎、70%なら○、それ以下なら△などと、具体的な評価項目を内容に応じて作っていく事が必要だと思います。評価が次に活かされないと意味が無い。
- お話を聞いていますと部落問題学習であるとかいじめ、不登校の問題というのは学校とすごく密接に関わっていることであって、話を聞きながら学校としては何ができるのか、これから何をしていかなければいけないのかと感じました。全ては難しいです。年次的に進めていく事もあるんじゃないかなと思います。
- 自治会の会長をしていますが、先日、コロナと差別というテーマで地区で学習会を行い、SNSでの誹謗中傷が多く発生していると聞きました。私自身は、SNSはしていませんが、そのような問題が社会で発生していることを知ることができました。
行政機関としては、忙しい中での評価作業というのは非常に大変だと思いますが頑張りたいと思っています。
- 男女共同参画の部分で22ページの企業の職員研修の促進について、学習機会を提供するため、研修会の案内を周知し、5割の参加を目指すということですが、今現在、何割ぐらいの参加がありますか。参加を目指すためにどのような取組みを行っているのでしょうか。また、推進組織の充実について、令和元年の評価理由で町内学習会での朗読劇が好評であったとあり、町内学習会での啓発は1ヵ所であったが、あすをつくる倉吉女性塾との共催事業は好評であったが参加人数が33人と伸びなかったといったことに対する計画の仕方を教えていただきたい。
21ページの障がい者就労支援について、障がいの方で半年で辞めているという例がありましたが、企業側の受け入れの仕方はどうなのか。

(商工観光課回答) 企業の職員研修の促進について5割の参加を目指す記載している件でございますが、人権啓発企業連絡会の中で様々なテーマを掲げ、研修会を開催したり、その他の研修会や講演会等の参加をご案内しているところでございます。その中で5割の参加を目指していこうという趣旨のものでございます。今現在、それぞれの研修会への参加状況については詳しくは把握してないというのが現状でございますが、年間の出席者数で見ますと5割を超えるものもあれば少ないというものもあるという状況です。機会をたくさん伝える、その中でより多くの企業の方々に参加していただくという呼びかけをしていきたいという趣旨のものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

- 28ページの家庭児童相談機能の充実の部分について、令和元年度の事業実績報告の相談件数が抜けていますが、いかがでしょうか。

(子ども家庭課回答) 後日報告させていただいてよろしいでしょうか。

- 私は、部落差別を抜きにしては考えられない。この視点をあらゆる角度で考えていくことが一番大事だなと思っています。町内学習会ですが、朗読劇による学習会も良いと思います。コロナ禍ですので30分程度の短時間でやることも良いと思いますし、私達が住む下田中町では回覧での学習でしたが良かったと思います。
- コロナ禍の中で町内学習会などの人権教育研修会がほとんど中止になっています。13地区の方向性は、これからも学習会を進められていくのか。

(事務局回答) 今年度は町内学習会を集会形式でやられるところもあり、先程あったように配付や回覧形式に置き換える対応をとった地区もございました。市としては、この町内学習会というのは昭和40年代から取組んできた、市が誇れる取組みであると思っており、着実に啓発活動を続けていくということが人権問題の解決の根本となっていますので、地域の実情に応じて実施していただければと考えています。

- 地区公民館がコミュニティセンター化する条件について、人権啓発に関することを明記することとなりましたので、人権啓発に関する町内学習会がなくなるということは絶対にありません。あとは、コロナ禍の中で、回覧など、その地区で考えられるやり方で重点施策としてやっていくものと考えます。
- 審議の中で第6次総では是非企画して欲しいという意見もありましたが、インターネットやSNS上の人権侵害が非常に目に余るということ。民事訴訟になるような案件も多々見受けられる。当然、新型コロナウイルス感染症に関すること、これに係るインターネット上の誹謗中傷等の防止ということで、明記をしていく。そして、救済の内容、啓発を含め支援をしていく具体的な施策を入れていく。そして、感染症に関する専門の相談窓口を設けるような施策も入れて欲しい。

そして地区学習会ですが、このあり方についても学校と保護者、文化センターと保護者との関係性について望ましい状況でないということであれば、そこにメスを入れるような施策を検討して欲しい。

そして倉吉市の条例について、中途に市民の責務として第3条に差別の定義を入れましたが、現在の条文でインターネットやSNS上の人権侵害に対応できるのか、人権侵害の対象となり得るのか、時代遅れになっていないのか、今の時代に合っているのか、条例改正について検討をお願いします。

(事務局回答) 今回の審議会では、様々な振り返りの結果、第6次総に活かす着眼点というものをお願いしています。課題の構造的なもの、そもそも、なぜ問題になっているのか、なぜ解決しないのか、どのような障害が横たわっているのか、そもそも担当課は一つで良いのか、複数の担当課にまたがって対応すべきではないのか、そういった点をもう少し点検しなければいけないということですね。

SNSの問題もありましたが、差別が広がっていく背景としてSNSに原因があるとする、そのことについて全庁的に対応していく必要がございます。そういう意味で、あらゆる差別をなくする条例についても、改正が必要であれば対応する取組みが必要であると考えています。

人権を守るためには、いろいろな手段を講じて戦っていかなければなりません。一つは計画により事業を着実に推進していくこと、もう一つは条例で市民や事業者や関係者に責務を課していくこととございます。いくつかある手段をフルに活用して、市民の人権を守っていくという立場を貫いていきますので、今後の審議の中でまだまだご指摘いただく内容でございますので、そのことを踏まえて、今後の総合計策の策定、条例改正について考えてまいりたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

(2) 「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定スケジュールについて

- 今回の会議で出た意見を基にまとめて進めることとなりますが、協議事項(2)「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」策定スケジュールについて説明をお願いします。

(事務局説明)

- ただいまの説明に、ご意見ございますか。ないようですので、本日の議事は終了いたします。